

財団法人鵬会寄付行為

第1章 名称と事務所

(設立)

第1条 長野県南安曇農業高等学校同窓会は、第4条に定める目的のため、別紙財産目録に掲げる財産を寄付し、財団法人を設立する。

(名称)

第2条 この財団法人は、財団法人鵬会（以下「本会」という。）という。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、長野県安曇野市豊科4537-1番地におく。

第2章 目的と事業

(目的)

第4条 本会は、安曇地域の教育・文化の向上、振興をはかるとともに、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学術・文化に関する講演会等の開催
- (2) 地域農業の関係機関との連携に関する事業
- (3) 地域農業後継者育成に関する事業
- (4) 高校教育の振興のために必要と認める事業
- (5) その他目的を達成するために必要と認める事業

第3章 資産と会計

(資産の構成)

第6条 本会の資産は、次の各号に掲げるもので構成される。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 資産から生じる果実
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種類)

第7条 本会の資産は、これを基本財産および運用財産の二種に分ける。

2. 基本財産は、次の各号により構成され、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ、主務官庁の許可を得て、その一部を処分し、又は、担保に供することができる。

- (1) 別紙財産目録中基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産にすることを指定して寄付された財産

(3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3, 運用財産は、基本財産の元本以外の財産で構成される。

(資産の管理者およびその方法)

第8条 本会の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決により定められる。

2, 資産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な銀行に預け入れ、信託会社に信託し、又は、国公債若しくは確実な有価証券に換えて、保管するものとする。

(経費支弁)

第9条 本会の経費は、運用財産をもって支弁される。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第11条 本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、年度開始前に理事会の決議を経て、主務官庁に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(決算)

第12条 本会の収支決算は、年度終了後2ヶ月以内に、年度末現在の財産目録とともに監事の監査を受け、主務官庁に報告しなければならない。

2, 会計年度末に剰余金を生じたときは、理事会の決議により、その全部又は一都を基本財産に繰り入れるか若しくは、翌年度に繰り越すものとする。

(特別会計)

第13条 本会は、必要があるときは、理事会の決議により、特別会計を設けることができる。

2, 前項の特別会計から生じた収益または剰余金は、すべてを基本財産又は運用財産に繰り入れなければならない。

(長期借入金)

第14条 本会が、借入金（その年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を経、かつ主務官庁の承諾を受けなければならない。

第4章 役員・評議員と職員

(役員の種類および員数)

第15条 本会に、次の役員・評議員を置く。

役員	理事	6名以上10名以内
	うち理事長	1名
	副理事長	2名
	常務理事	2名
	監事	3名
評議員		34名以上39名以内

(役員を選任)

第16条 理事長・副理事長・常務理事は、理事の互選とする。

2, 理事及び監事は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

3, 理事と監事は相互にこれを兼ねることができない。

(役員の仕事)

第 17 条 理事長は、本会を統轄し、本会を代表する。

2, 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3, 常務理事は、理事会の議決にもとずき、常務を処理する。

4, 理事は、理事会を組織し、本会の業務を議決し、執行する。

5, 監事は、民法 59 条に規定する職務を行う。

(役員の仕事)

第 18 条 役員の仕事は、2 年とする。ただし再任を妨げない。

2, 補欠のため就任した役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

3, 役員は、任期終了後であっても、後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(評議員の選任)

第 19 条 評議員は理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(評議員の職務)

第 20 条 評議員は、評議員会を組織し、重要な事項について理事長の諮問に応じ、審議し、助言する。

(評議員の仕事)

第 21 条 評議員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第 22 条 本会に顧問を置くことができる。

2, 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3, 顧問は、重要事項について理事長の諮問に応じる。

(事務局および職員)

第 23 条 本会に事務局を置く。

2, 事務局に、幹事および書記を置き、理事長が任免する。

3, 幹事および書記は、理事長の指示を受け、本会の事務に従事する。

第 5 章 理事会

(理事会の召集)

第 24 条 理事会は、理事長がこれを召集する。

2, 理事の 3 分の 1 以上、又は、監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、理事会を召集しなければならない。

(理事会の議長)

第 25 条 理事会の議長は、理事長とする。

(開会および議決の定足数)

第 26 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。ただし、あらかじめ通知された議事について書面をもって意志を表示したものは出席者とみなす。

2, 理事会の議事は、この寄付行為に別に規定するもののほか出席理事の過半数の同意をもってこれを決する。

3, 可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(理事会に付議すべき事項)

第 27 条 次に掲げる事項は、理事会に付議する。

- (1) 事業計画と収支予算
- (2) 事業報告と収支決算および年度末財産目録
- (3) 諸規定の制定および改廃
- (4) 前号までに掲げるもののほか、理事長の付議した事項

(議事録)

第 28 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開会の日時および場所
- (2) 理事会の現在員数
- (3) 出席理事の氏名（書面表決者を含む）
- (4) 議事の経過の概要およびその結果

2. 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから選出された 2 人以上の理事が署名押印しなければならない。

第 6 章 寄付行為の変更と解散

(寄付行為の変更)

第 29 条 この寄付行為は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を経、かつ、主務官庁の許可を得てこれを変更することができる。

(解 散)

第 30 条 本会は、民法 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会員の同意を経、かつ主務官庁の許可を得て解散することができる。

(清算人)

第 31 条 清算人は、理事会において選任する。

(残余財産の処分)

第 32 条 本会の解散の場合残余財産は、理事全員の同意を経、かつ、主務官庁の許可を得て、本会の設立の趣旨および目的に沿って、その帰属を定める。

第 7 章 附 則

(施行細則)

第 33 条 この寄付行為の施行について必要な細則は、理事会の決議により理事長が定める。

平成 19 年 7 月 7 日
長野県安曇野市豊科 4 5 3 7 番地の 1
財団法人鵬会
理事長 酒 井 正 志